

常任委員会の機能強化（政令市の状況）

市 名	委員会数	同時・分散開催等		平成26年度 閉会中審査 実施日数	①本会議、②常任委員会、③特別委員会、④議会運営委員会での 議員間討議の実施の有無等	
札幌市	6委員会	同時開催	・会期中に1日の日程	15日	無	・議会基本条例に関連規定あり。
仙台市	5委員会	同時開催	・会期中に2日間の日程	36日 （協議会の 開催含む）	無	
さいたま市	6委員会 （予算委員会 含む）	同時開催	・（予算委員会以外）会期中に2日間の日程、初日に議案説明・議案質疑、2日目に討論・採決 ・（予算委員会）会期中3日間開催	4日	無	・議会基本条例に関連規定あり。
千葉市	5委員会	同時開催	・会期中に2日間の日程	4日	※	
川崎市	5委員会	同時開催	・会期中に2日間の日程	116日	①本会議 ②常任委員会 ④議会運営委員会	・①で議員提出議案（意見書・決議を含む）の提案説明に対する質疑を行っている。 ・②③で制度化はしていないが行っている。 ・議会基本条例に関連規定あり。
横浜市	8委員会	分散開催	・会期中に7日間の日程 ・同日中の開催時間をずらす対応有	8日	③特別委員会	・実施方法について決まりはないが、付議事件の調査・研究を目的として委員間の意見交換が行われている。 ・議会基本条例に関連規定あり。
相模原市	5委員会	分散開催	・会期中に5日間の日程	0日 （通年議会 導入済）	無	・議会基本条例に関連規定あり。
新潟市	4委員会	同時開催	・会期中に4日間の日程 ・初日及び2日目は説明聴取・質疑、3日目は請願・陳情審査、4日目は採決	0日	②常任委員会 ③特別委員会	・②で（請願・陳情審査）所管課からの聞き取り後に議員間討議あり。 ・③で総合計画特別委員会では、分科会のテーマごとに議員間討議あり。 ・議会基本条例に規定あり。
静岡市	6委員会	分散開催	・会期中に2日間の日程 ・1日に3委員会を開催 ・いずれも10時開催	1日	無	・③④で案件により委員間討議を行うこともある。 ・議会基本条例に関連規定あり。
浜松市	5委員会	同時開催	・会期中に2日間の日程 ・初日に所管事項の勉強会、2日目に議案審査 ・いずれも9時30分開催	8日	無	・議会基本条例に規定あり。
名古屋市	6委員会	同時開催	・会期中に5日間の日程 ・初日及び2日目は局別の質疑、3日目及び4日目は前日までの質疑等を踏まえた総括質疑、5日目に採決	35日	②常任委員会 ③特別委員会 ④議会運営委員会	・②③で議案審査（議員提案を含む）、請願・陳情審査、所管事務調査及び付議事件審査における委員間討議は、各委員会の判断により実施する。 ・議会基本条例に関連規定あり。
京都市	5委員会	分散開催	・会期中に3日間の日程 ・初日に3委員会、2日目に2委員会の付託議案審査、3日目に5委員会同時開催で討論結了	0日 （通年議会 導入済）	無	・市会改革推進委員会において、「現状でも委員長の議事整理権の下で議員間討議を充実させていくことは可能であり、できるところから積極的に取り組む。また、常任委員会において、基本条例の趣旨を十分に踏まえて議員間討議を積極的にやっていくこととする。」となった。 ・議会基本条例に関連規定あり。
大阪市	6委員会	分散開催	・会期中に3日間の日程 ・1日に2委員会を開催	3日 （条例で定める 定例会 回数3回）	③特別委員会	・大都市・税財政制度特別委員会でのみ実施することができる（H23に2回開催したのみ）。 ・委員間討議を求める委員は、討議するテーマを提示して委員長に申し出る。委員長は、委員から委員間での討議の申し出があったとき、速やかに代表者会議を開会し協議の上、委員間討議のテーマ、実施日程（テーマ説明日、委員間討議の日）を決定する。委員会において委員間討議を行う場合、代表者会議で了解の上、委員長は、討議に必要かつ最小限の関係理事者の出席を求めるものとする。委員の発言は、委員長の指名により行う。委員長は、広く委員が質疑し、意見を表明できるよう配慮する。なお、1人の委員の発言回数について制限するものではない。 ・議会基本条例に規定あり。
堺市	6委員会	分散開催	・会期中に3日間の日程 ・1日に2委員会を開催	0日	②常任委員会 ③特別委員会	・各会派等において賛否が分かれる議案かどうかに関わらず、委員会開催日の2日前までに委員間討議の申し出を行うことを原則とし、活発な委員間討議を促すことから、最終的に委員間討議を実施しない結果になるとしても、重要と考える案件については、積極的に委員間討議の申し出を行うことを確認した。
神戸市	6委員会	分散開催	・会期中に2日間の日程 ・1日に3委員会を開催	10日 （条例で定める 定例会 回数2回）	③特別委員会	・議会基本条例において、特に委員会について定めているが、制度としての取り決め等はない。 ・未来都市創造に関する特別委員会において、議員間討議を行った。ルールは特に定めていない。 ・議会基本条例に関連規定あり。
岡山市	6委員会	同時開催	・会期中に3日間の日程 ・3日目は予備日	9日	②常任委員会 ④議会運営委員会	・②請願・陳情等の審査に際し、議員間討議を実施したことがある。委員長の指名により発言。 ・④執行部提出案件以外の議題（議会運営に関すること等）については、議員間討議を実施することがある。委員長の指名により発言。 ・議会基本条例に規定あり。
広島市	6委員会	分散開催	・会期中に2日間の日程 ・1日に3委員会を開催	10日	※	
北九州市	6委員会	同時開催	・会期中に2日間の日程	111日	②常任委員会 ④議会運営委員会	・委員長発議による。 ・議会基本条例に関連規定あり。
福岡市	5委員会	同時開催	・会期中に2日間の日程	19日	※	
熊本市	7委員会 （予算決算委員会含む）	同時開催	・（予算委員会以外）会期中に1日の日程 ・（予算委員会）会期中に2日間の日程	2日	※	